

JIS

照明器具一
第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する
安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 : 2011

(JLA/JSA)

平成 23 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大崎 博之	東京大学
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	下川 英男	社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	豊馬 誠	電気事業連合会
	中村 禎之	一般社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 23.9.20

官 報 公 示：平成 23.9.20

原 案 作 成 者：社団法人日本照明器具工業会

(〒110-0005 東京都台東区上野 3-2-1 TEL 03-3833-5747)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
3.1 適用範囲	1
3.2 一般的試験要求事項	2
3.3 用語及び定義	2
3.4 照明器具の分類	3
3.5 表示	4
3.6 構造	4
3.7 沿面距離及び空間距離	8
3.8 保護接地	9
3.9 端子	9
3.10 外部及び内部配線	9
3.11 感電に対する保護	9
3.12 耐久性試験及び温度試験	9
3.12A 耐熱衝撃性試験	10
3.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護	10
3.14 絶縁抵抗及び耐電圧	10
3.15 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	10
附属書 A（参考）風力係数の測定方法	13
附属書 B（参考）規格の改正に伴い，より厳しい要求事項又は合否判定が変わる要求事項を適用するために，再試験が必要となる項目	14
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本照明器具工業会 (JLA) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8105-2-3:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-9 第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項 (アマチュア用)

JIS C 8105-2-12 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5 第 5 部：配光測定方法 (予定)

照明器具— 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する 安全性要求事項

Luminaires—Part 2-3: Particular requirements for safety— Luminaires for road and street lighting

序文

この規格は、2002 年に第 3 版として発行された IEC 60598-2-3 及び Amendment 1 (2011) を基に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、対応国際規格で規定している支持物への取付部における風速を我が国の実状に即して変更したほか、対応国際規格には規定していない事項を追加して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

3.1 適用範囲

この規格は、電源電圧 1 000 V 以下の電気光源（白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED などの電子発光体）を用いた、次に示す照明器具（以下、照明器具という。）の一般的安全性の要求事項及び試験方法について規定する。

- 道路、街路及びその他公共の屋外施設に使用する照明器具
- トンネル照明器具
- 高さ 2.5 m を超える照明柱一体形照明器具（2.5 m 以下の照明柱一体形照明器具は、検討中である。）

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60598-2-3:2002, Luminaires—Part 2-3: Particular requirements—Luminaires for road and street lighting 及び Amendment 1:2011 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

3.1.1 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0364-7-714 建築電気設備 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 714 節：屋外照明設備